

第202200236928号
令和4年12月27日

一般社団法人鳥取県建設業協会会長
一般社団法人鳥取県土木施工管理技士会会長
一般社団法人鳥取県造園建設業協会会長
一般社団法人鳥取県管工事業協会会長
一般社団法人鳥取県電業協会会長
一般社団法人鳥取県警備業協会会長
一般社団法人日本塗装工業会鳥取県支部長
部落解放鳥取県企業連合会理事長
一般社団法人鳥取県産業資源循環協会会長
一般社団法人鳥取県砕石協会会長
一般社団法人鳥取県西部砕石協会会長
鳥取県アスファルト合材協会会長

様

鳥取県県土整備部長
(公 印 省 略)

鳥取県県土整備部公共工事建設副産物活用実施要領の一部改正について（通知）

資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法）関係省令の一部改正（令和5年1月1日施行）に伴い、鳥取県県土整備部公共工事建設副産物活用実施要領（平成14年6月25日付管第675号当職通知）を別添のとおり一部改正し、令和5年1月1日以降新たに請負契約を締結する建設工事から適用することとしたので通知します。

なお、改正概要は下記のとおりです。

（担当 技術企画課 技術調査担当 岡、横河、山根 電話 0857-26-7808）

記

[改正概要]

- （1）再生資源利用（促進）計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲示することを受注者に義務付けた。なお、現場掲示様式については、別紙3に記載のURL（国土交通省ホームページ内）に公開されている。
- （2）別紙3について、再生資源利用（促進）計画の作成を要する基準となる建設発生土搬出量及び土砂搬入量を「1,000m³以上」から「500m³以上」に引き下げた。